

提出意見の概要

【九州・沖縄ブロック】

○一般参加区分（氏名）

- ・ 犬塚 直史 2

○団体参加区分（団体名）

- ・ 株式会社 九電工 3
- ・ 一般社団法人 九州経済連合会 4
- ・ 佐世保商工会議所 5
- ・ 西九州統合型リゾート研究会有識者委員会 6
- ・ 福岡県弁護士会 7
- ・ 長崎県・佐世保市 I R 推進協議会 8
- ・ 佐世保市 9
- ・ 長崎県 10

（敬称略）

※上記のほか、意見表明の辞退者が5名

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）いぬづかただし
氏 名 犬塚直史

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

<長期的視野で地方型 IR を育てよ>

背景：五島列島で海面養殖を行っていた会社の代表として、いわゆる6次産業を伸ばす必要性を痛感している。つまり、多様なステークホルダーが協調することで実現する、長期的視野に基づいた地域再生である。この度地方型 IR を創出するに当り「観光ビジョン実現プログラム 2017（案）」において必ずしも明確にされていない諸点について以下に意見表明をする。

1. 日本の IR であること：カジノを含む IR の運営について日本の会社に経験はない。しかし日本の会社が運営できない訳ではない。経験値のないゲーミングや、大規模 MICE 等の運営について当初は諸外国の企業とタイアップするとしても、5~7年後は九州地方の会社が株式保有の中心であるべきである。長期的な視点で経営をするためには、地域を知り、地域に根付いた日本版 IR を創出する必要がある。
2. タイアップ企業に倒産経験がないこと：地域経済の活性化を念頭においた IR と、アトラクティブシティで見られたような過剰投資／一攫千金を狙った業者との差は大きい。ゲーミング等に経験のある外国企業との協力関係が当初不可欠であるにしても、倒産した経験のない企業との長期的な関係構築が必須と考える。
3. コスモポリタンな IR であること：九州は遣唐使、朝鮮通信使、出島の歴史を持ち、東アジア地域、そしてヨーロッパに対する日本の窓であった。そうした九州の歴史に鑑み、タイアップ企業についても、複数の国で文化の違いを乗り越えて IR を運営した経験を持っていることを条件とすべきである。
4. IR 運営企業が係争中でないこと：ギャンブル依存症対策、マネーロンダリング、および反社会的勢力の排除について万全を期することは当然だが、そもそも中核となる IR 運営企業、タイアップする海外企業が係争中であっては、長期的視野に立った地方版 IR を創出することは困難になる。IR 運営企業が係争中でないことを参画の条件とすべきである。

以上

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）かぶしきかいしゃ きゅうでんこう かじわらよしひと
氏 名 株式会社 九電工 梶原 善仁

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

九電工の梶原でございます。特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめにつきまして、意見を述べさせていただきます。

観光先進国の実現に向けた IR 法制度は「滞在型観光の実現」「地域経済の振興」「財政改善」を図り、日本の国際的なプレゼンスの向上が期待され、社会に新しい「公益」をもたらす制度であることを鑑みますと非常に魅力の高い制度であると考えております。

また特定複合観光施設を構成すべき中核施設の種類の種類、機能を見ますと多岐に渡る産業分野への経済振興に寄与する制度となるのではないかと考えております。

しかし、IR 制度は、MICE 施設や宿泊施設、レクリエーション施設等の集客施設にカジノを加えた統合型リゾート施設の設置・運営等を法制度の中に位置づける世界初の取組であるため、カジノも含めた IR 事業を実施し「公益」を具体化する IR 事業者やその関係者に対して、高い廉潔性を確保するための規制を設けることは当然であると考えますが、公共政策機能の発揮として必要な制度的な枠組における事業開始までの手続きイメージでの民間企業の手続きのしやすさも制度化いただくことが望ましいと考えます。

特定複合観光施設の中核施設を構成する企業群のうち、カジノ事業を主としない企業においても株主規制によりカジノライセンス取得対象となる場合に初めて申請や調査を受ける企業も予想されることから、都道府県等による事業者公募・選定後、共同で区域整備計画を立案している間にカジノライセンス取得に関する一部審査等の実施により、ライセンス不取得リスクの回避を行いたい。今回の取りまとめでは、区域認定後にカジノ事業免許を取得することになっていることから、認定後、事業者がライセンスを取得できないとなって、事業実施における遅延リスクや都道府県等における再公募リスク等の回避にも繋がると考えています。

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふ り が な） いっぱんしゃだんほうじんきゅうしゅうけいざいれんごうかい
氏 名 一般社団法人九州経済連合会

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

1. 総論

外国人を中心とした日本の観光戦略として、次の2点からIRは必要である。(1)グローバル化によって外国人との交流が盛んになることで、相互理解が生まれ、ひいては世界平和につながる。(2)高い経済効果が見込める。

これまで、政府はインバウンドに対しては、ビザの緩和、免税品の拡大、民泊法制化などに熱心に取り組んできた。その成果として、2016年には訪日客は2,400万人（前年比21%増）に上り、消費額は一人当たり15万円、総額は3.7兆円（前年比8%増）の実績となった。2020年には、訪日客4,000万人、消費額一人当たり20万円、総額8兆円、さらに2030年には、訪日客6,000万人、消費額一人当たり25万円、総額15兆円を目標としている。

2. 考え方

今後、インバウンドの人数と消費額を拡大させるには、九州観光の魅力を世界に発信し、九州のブランドイメージを確立することが大切である。そのためには、魅力ある地域づくりに取り組み、Wi-Fi整備、多言語対応、入管審査の円滑対応などのサービス向上にも、より一層努めなければならない。

また、観光は子供から大人まで楽しめることが大切である。そのためにもIRは価値がある。IRはMICE施設、ホテル、美術館、劇場、遊園地、カジノなどを統合したリゾートである。すでにラスベガスやシンガポールなどでは、IRが、万人が楽しめる施設として世界中から集客している。

一方、ギャンブル依存症防止、マネーロンダリングなどの弊害防止対策も重要な課題であり、政府は入場料の賦課、入場回数制限、本人確認、年齢制限、広告禁止、暴力団排除などの利用制限を設けることとしており、政府がカジノを健全な娯楽とする仕組みづくりに期待する。

なお、カジノで得た収益金の一部は、国や都道府県にも還元され、カジノそのものが社会に役に立つ事業となるといえる。

3. 政府案に対する要望

- (1)「国際競争力を有し、我が国を代表するもの」の要件化について、すでにインバウンドが集中している大都市だけでなく、ポテンシャルの高い地方都市についてもIRの認定対象として検討していただきたい。
- (2)「世界最高水準のカジノ規制」については、依存症患者や青少年、暴力団に対してはきちんとした制限は必要だが、それ以外の一般客に対して厳格すぎる対策は控えていただきたい。IRを建設すれば、必ずしも利益が生まれるとは限らない。運営次第では赤字になることも考えられるので、バランスのとれた対策にすることが大切である。

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）させぼしょうこうかいぎしょ
氏名 佐世保商工会議所

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

I R推進会議において、日本型I Rの在り方とされています通り、日本へのI Rの導入は、単にI R事業を認めるだけのものではなく、日本を「観光先進国」へと飛躍させるという公益の実現を目標に、いかに将来にわたって持続的に発展していける地域づくりを行い、地域の魅力を高めていくかということだと理解しています。これを機に、ぜひ東京や大阪といった一極集中を是正して頂き、地方活性化の起爆剤として、今回取りまとめられた制度案を基本とし、早期のI R実施法案成立を期待しています。

少し紹介をいたしますが、佐世保商工会議所では、平成27年11月からI R誘致推進特別委員会を設置し、I R誘致のためのセミナーなど積極的に展開してまいりました。平成29年6月には、I Rの設置を地域全体の活性化に繋げる独自構想を策定し、I Rの運営を佐世保を中心とした地域全体で支援し、持続的に発展していける地域づくりの検討に着手しています。

今後地方を取り巻く環境は、先行き不透明感が続く中で、人口減少対策は喫緊の課題です。このI Rの設置は直接雇用や多様な関連産業の創出等の効果が大いに期待でき、また新たな人の流れを生み出すことで交流人口や定住人口の増加に寄与できるため、県境を超えて地域全体が経済効果を楽しむことができます。特にI R施設の誘致に係る経済効果については、その効果の大きさに私ども経済界は大きな期待を寄せておりますが、施設建設工事をはじめ運営面、雇用面などあらゆる場面において地元からの調達を促進することで、経済界はもとより地元住民皆様との連携、調和が図られるものと考えますので、ぜひ地方に相応しいI R設置を検討いただきたいと思います。そして、I R施設開業後の効果を最大限に発揮できるよう、先進国の事例にも基づいた柔軟な制度設計としていただきたく存じます。

つきましては、次の事項について、格段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

- 第一次指定で地方へのI R設置による地方創生を実現できる制度設計にすること
- 施設開業後の効果を最大限に発揮できるよう、柔軟な制度設計にすること
- 経済効果を地元が享受できるよう、地元調達の促進を要件として盛り込むこと

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふ り が な）にしきゅうしゅうとうごうがたりぞーとけんきゅうかいゆうしきし
やいいんかい

氏 名 西九州統合型リゾート研究会 有識者委員会 菊森 淳文

【当日表明する意見の概要】

1. 意見概要

- (1) IR 導入によるインバウンドを含む観光客誘致による地域振興の効果は大きく、期待。
- (2) 「観光産業革命」を目指し、ショッピング・MICE 機能等、複合的な施設であることによる相乗効果は大きい。
- (3) 社会的リスク対策に万全を期し、地域の合意形成を図ることが重要と考える。

2. 西九州統合型リゾート研究会 有識者委員会 が考えてきた先進的 IR による地域課題の解決

- (1) 長崎県・九州地域の観光の付加価値化・新潮流への対応の必要性（観光産業の革新）：
 - ① インバウンド観光客の急増、② 滞在型観光指向、③ MICE 等による集客都市化への転換
- (2) 新たな地域雇用の創出
- (3) 地域環境保全・歴史文化遺産の保全・福祉や教育の質の向上等への投資の必要性

3. 長崎 IR 構想の方向性

- (1) 基本コンセプト：日本の産業革命発祥の地「長崎」からの新たな「観光産業革命」
 - ① ゴールデンルートから地方への人の流れの創出、② 九州の地域資源を活かす長崎・九州おもてなしネットワーク構築、③ 国際観光ビジネスフロンティアの開拓
- (2) IR 施設の機能整備：① 観光拠点機能（ショッピング、エンターテインメント、しま・自然・海洋レジャーによる体験型観光）、② 周遊拠点としての機能（周遊観光コンシェルジュ、空路・海路の移動機能）、③ 地域の発展拠点としての機能（ホスピタリティ性の高い観光人材育成、青少年の国際交流、スマートホテル等先進的な宿泊機能）

4. 先進的 IR 実現に向けた課題

- (1) 社会的リスク対策：① 組織悪関係、② 治安関係、③ 青少年対策、④ 依存症対策
- (2) IR 実現による地域活性化の循環サイクルの創出：① 経済効果、② 納付金の活用、③ IR 事業者に対する地域貢献活動の義務付け
- (3) 交通アクセス対策：世界的に競争力のある IR を設置し、経済効果を最大化するためには、空路・道路・鉄道・海路の整備が不可欠。

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） （ちわたしゅんいちろう）
氏 名 千綿俊一郎
（団体参加の場合は団体名） 福岡県弁護士会

【当日表明する意見の概要】

（意見の趣旨）

本取りまとめの内容では、カジノ解禁に伴う弊害は除去されないから、特定複合観光施設区域の整備（カジノの解禁）の推進を行うための法制上の措置を講じるべきでない。

カジノを解禁することには反対であり、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律は、廃止すべきである。

（意見の理由）

1 カジノが合法化されることによる弊害

カジノが合法化されることにより、「暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者の関与」、「犯罪の発生」、「風俗環境の悪化」、「青少年の健全育成への悪影響」、「入場者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響」などの弊害がある。

ギャンブル依存症は経済的破綻をもたらすのみならず、自らを死に追いやる危険性もある深刻な問題であり、従前、刑事罰をもって賭博を禁止してきた立法趣旨を損なうべきではない。

2 諸外国の実情

カジノを設置した自治体周辺の人口が減少した韓国の例や、IR型カジノの倒産が相次いでいる米国アトランティックシティの例などから、かえって地域経済への回復したがいダメージを与える懸念が大きい。

3 IRの経済効果

本取りまとめは、我が国には「滞在型観光の実現」「地域経済の振興」「財政の改善」を図ることが求められるとし、ひいては、「我が国の経済社会に一大転換」をもたらし、「国際的なプレゼンスを向上」させることを目指すとしている。

しかし、カジノを解禁することにより、本当にそのような経済効果がもたらされるのかどうかについては、本取りまとめでも何らの検証がなされておらず、実現される保証はない。

むしろ、アジアでは、シンガポールや中国、韓国などにカジノがあり、既に飽和状態であると指摘されることもあり、日本国内にカジノを設置しても、見込みどおりに集客できるとは限らない（残された少ないパイを奪い合うことになりかねないとの指摘もある）。

※所定の書式を変更して提出されたため、事務局において、所定の書式に沿った形に修正済

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）なかひら いっき
氏 名 中平 一旗

（団体参加の場合は団体名） 長崎県・佐世保市 I R 推進協議会

【当日表明する意見の概要】

長崎県・佐世保市 I R 推進協議会は、長崎県への I R 誘致を推進するために3年前に設置された任意団体。これまで「長崎 I R 構想骨子」の策定や関係者協議を進めてきたが、I R 導入にかかる制度が明らかではなかったため、検討には限界があった。今回、I R 推進会議の取りまとめをお示しいただいたことで、具体的な検討が可能となり、また同時に新しい懸念が生じた。今後の政府の法制化に向けた検討作業においては、以下の点についてご配慮をいただきたく、意見表明を行う。

- ① I R 導入の検討にあたり、地方自治体が主導的に、事業者の協力や地域社会の理解を得ながら進めていくものとする。そのためには、I R 実施法成立後速やかに、国の基本方針・認定基準の提示、区域認定募集、区域認定決定までのスケジュールをお示しいただきたい。
- ② 地方自治体が事業者を選定したうえで、区域認定申請を行うため、地方自治体及び参入を希望する事業者は、事業者選定に向けた具体的な準備に取り組んでいくこととなる。その準備作業を含め事業者選定には一定の時間を要することも考えられるため、事業者の廉潔性の基準、事業者選定方法の在り方等について国の考え方を早期にお示しいただきたい。
- ③ カジノ施設への入場料や G G R 連動納付金等の一部が I R 設置自治体の一般財源に組み入れられるものと認識している。一般財源の増額分がそのまま地方交付税等の減額調整の対象とならぬよう、I R 導入による地方自治体の財政需要増加に配慮した制度設計をご検討いただきたい。
- ④ I R 事業は自治体と事業者の共同事業ということだが、自治体と事業者の責任区分を明確にしていただきたい。民設民営の I R 事業における経営責任は事業者が負うべきであり、認定自治体が経営リスクを負うことのない制度設計をご検討いただきたい。

以上

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） させぼし
氏 名 佐世保市

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

今回の I R 実施法の制度設計の動きは、日本全体のみならず、地方が自立し、地方創生を実現という意味においても、我々地方自治体として非常に歓迎するものであります。

国におかれては、I R 設置の最大の目的が、観光振興であることと共に、ギャンブル依存症に対するケアなど、国民の懸念にもしっかりと応え、伝えていただきたいと思えます。

また国は、公共政策としての「日本型 I R」が目指すべき具体的な目標として、

①世界で勝ち抜く MICE ビジネスの確立

②滞在型観光モデルの確立

③世界に向けた日本の魅力発信

を掲げられ、その施設規模感をもって、世界水準と考えられているように感じられます。

これまでも、地方は、日本らしさ、日本らしい心のもてなしを通じ、世界に通じるオンリーワンの観光振興を行ってきております。

我が国の継続的な発展に寄与するという観点から、今後検討される区域認定における評価基準等については、施設規模や投資規模等に限定した画一的な評価ではなく、地域の身の丈に応じた施設整備計画であっても、その地域が持つ観光資源や地域特性に応じた観光振興が図られること等、地域の独自性を含めた総合的な評価をいただけるようお願いしたいと考えます。

また、I R に、「我が国の伝統・文化・芸術・先端技術等の魅力を発信するショーケース機能」を持たせるという考え方は、非常に有意義であると考えます。しかし、本物の地域の文化に目を向ける機会を通じて、より地方への送客を加速化するためには、より本物に近いショーケース機能を、全国地域バランスよく配置することで、日本の魅力発信の向上に寄与できると考えます。

8月22日説明・公聴会（福岡会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） ながさきけん さとみ すすむ
氏 名 長崎県 里見 晋

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

長崎県では、日本型IRの導入をインバウンド客増加の好機と捉え、地域に眠る潤沢な観光資源の潜在力の引き出し、「観光先進国」の実現に寄与できるような長崎IRの実施計画を検討してまいります。また、それと同時に、これまでも、地域課題としてあがっておりました交通インフラ整備、広域周遊観光などの解決を図ってまいります。そのためにも、国における今後の法制化に向けた検討にあたっては、以下の点について、ご配慮いただきますよう、ご意見申し上げます。

- ① わが国全体の観光資源の潜在力を最大限に解き放つためにも、既にインバウンドが一極集中し、各種の混雑現象もみられるゴールデンルートだけではなく、日本の気候・風土・人情などの良さをより強く感じられ、かつ、ポテンシャルの高い都市が十分に評価されるような区域認定を行っていただきたい。
- ② 地域認定時の評価対象については、MICE施設など中核4施設による「公共政策」に加えて、IR事業におけるインバウンド誘引に併せた地域経済の活性化の視点など地域課題解決の取組や国の政策への貢献も考慮していただきたい。また、評価基準については、単純な規模の要件ではなく、質の面での国際競争力をより重視していただきたい。
- ③ ギャンブル依存症などの懸念事項への対策を、国とともに自治体でもしっかりと行うという前提の下で、滞在型国内観光振興の視点から、近隣地域に居住しない日本人来場者の入場規制については、認定区域の実態に合わせて運用できるなど、合理的な制度設計にしてください。

以上